

# 唐松荘短期入所生活介護事業所運営規程

## 第 1 条 (目的)

この規程は、社会福祉法人愛誠会が設置運営する唐松荘短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第 2 条 (運営方針)

介護保険法及び関係法令に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## 第 3 条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 唐松荘短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 新見市唐松 1 7 4 9 番地 2

## 第 4 条 (従業員の職種、員数及び職務内容)

- 1 管理者 1 名  
事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- 2 医師 3 名（週各一日往診）
- 3 生活相談員 2 名  
利用者の入退所及び生活相談・養護及び家族間の連絡調整に関すること。
- 4 看護職員 4 名以上（うち 1 名は機能訓練員と兼務）  
利用者及び職員の健康管理、保健衛生管理、利用者の看護、協力病院との連絡、診療所との連係に関すること。
- 5 介護職員 4 5 名以上（うち 1 名は機能訓練員と兼務）  
利用者の生活向上に必要な援助、処遇と記録の整備及び教養娯楽に関すること。
- 6 管理栄養士 1 名以上  
利用者の栄養管理、食事の献立、食品管理等給食サービスにおける必要な栄養相談に関すること。
- 7 調理員 6 名以上  
栄養士と連携を密にし、利用者の好みに合わせた食事の提供に努める。
- 8 機能訓練指導員 2 名（看護職員・介護職員と兼務）  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行なう。

## 第 5 条 (従業員の勤務体制)

事業所の従事者の勤務体制は就業規則に定めるところによる。

## 第 6 条 (利用定員等)

利用者の定員を 1 5 人とし、専用の個室 1 5 室を設ける。

専用居室の設置は次のとおりとする。

ユニット数 1 4

ユニットの利用定員は、1 0 名（うち短期利用定員 1 名）（9 ユニット）  
1 1 名（うち短期利用定員 1 名）（4 ユニット）  
1 1 名（うち短期利用定員 2 名）（1 ユニット）

第 7 条（生活介護の内容及び利用料その他費用の額）

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （１）利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術により介護を行う。
- （２）利用者の心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- （３）利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることがある。
- （４）利用者の心身の状況等に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- （５）おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- （６）利用者が行う離床、着替え、整容、口腔ケア等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- （７）栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事（療養食含む）を提供する。
- （８）食事の自立についての必要な支援を行うとともに、必要な時間を確保する。
- （９）利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供する。
- （１０）寝具や衣類等の衛生的な管理に努め、快適な生活の支援を行う。
- （１１）利用者のＡＤＬの維持向上を図るためにレクリエーション等の機会を提供する。
- （１２）利用者の日々の健康管理に努める。
- （１３）いつでも利用者及び家族の相談に応じられるように努める。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用（料金表 1. 2）の支払を受けるものとする。

ただし、次の食費及び滞在費については、特定入所者支援サービス費が利用者に支給された場合は、基準費用額（当該特定入所者支援サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業者へ支給された場合は食費又は滞在費の負担限度額）を限度とする。

- （１）食費（又は食事の提供に要する費用）として、次のとおり
  - 朝食 一食あたり 550 円
  - 昼食 一食あたり 750 円
  - 夕食 一食あたり 600 円
- （２）滞在費（室料及び光熱水費相当分）として、次のとおり
  - 1 日あたり 1970 円
- （３）理美容代として、その実費
- （４）その他、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費
- （５）第 8 条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の送迎の実施地域を超えた地点から片道 1 キロメートルごとに 20 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

なお、食費及び滞在費等の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、変更後の食費、滞在費等の額及びその根拠について説明を行い、利用者の同意を得たうえで変更するものとする。

## 第 8 条（通常の送迎の実施地域）

通常利用者の送迎の実施地域は、新見市とする。

## 第 9 条（施設利用に当たっての留意事項）

利用者は、施設の利用に当たって次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （１）火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- （２）建物、備品、その他器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。これに反した場合、弁償を求めることがある。  
また、職員が被害を受けた場合、人的被害に対する損害賠償を求めることがある。
- （３）けんか、口論又は暴行等、他人の迷惑になることをしないこと。
- （４）所持品は居室に収まる程度とし、自己管理を基本とする。
- （５）施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はしないこと。

## 第 10 条（緊急時における対応方法）

利用者の緊急時については、状況を的確に把握し迅速に対応する

- （１）24 時間体制のもとに、利用者の主治医及び家族との緊急連絡をとる。
- （２）消防署及び協力医療機関と緊密な連携を図り対応する。
- （３）唐松荘職員非常呼出し連絡網により対応する。

## 第 11 条（非常災害対策）

災害が発生した場合には、自力避難が困難な利用者が多く、人命の危機が予測されるので、平素から職員をはじめ利用者には災害予防の意識高揚を図るとともに、新見消防署の指導を得、地域住民との連携も密にして年 2 回以上消火・避難等の訓練を実施する。

- 2 消防署とのオンラインシステムの設置のほか消防設備を完備する。

## 第 12 条（事故発生時の対応及び損害賠償）

利用者に事故が発生した場合には、すみやかに家族又は、身元引受人、居宅介護支援事業所、市町村等関係者に連絡・報告を行なうとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設側に故意過失がある場合は、すみやかに利用者の損害を賠償する。  
ただし、利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減じることができる。

## 第 13 条（利用契約）

事業所は、サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して契約書に定める次の各号及び重要事項説明書に関する内容の説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

- （１）介護サービス記録
- （２）介護計画の作成・変更
- （３）居宅サービス計画変更の援助
- （４）居室の利用
- （５）保険給付請求のための証明書の交付
- （６）利用料の滞納
- （７）情報開示
- （８）契約の終了
- （９）利用者の契約解除権

(10) 事業者の契約解除権

(11) 精算

#### 第14条（秘密保持等）

事業所の従事者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、そのための必要な措置を講ずる。

- 2 事業所の従事者であった者に、正当な理由がなく業務上知り得た利用者、又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、従事者との雇用契約に明記する等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、利用者が緊急医療を必要とするときやサービス担当者会議等において、利用者又はその家族等の個人情報を提供する場合は、利用者又はその家族等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### 第15条（苦情処理）

管理者は、提供した施設入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付担当職員1名、第三者委員2名、苦情処理委員5名を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第16条（その他運営に関する重要事項）

営業日は、年中無休、24時間体制とし、必要に応じて利用者の緊急入所に対応する。

- 2 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、別に定める規程に従い切迫性、非代替性、一時性などの要件を全て満たした上、あらかじめ本人又は家族等とその理由、期間、使用具等を協議し、書面による同意を得た後、必要最小限の範囲において行なうものとする。
- 3 その他、定めのない事項については、介護保険法その他関係のある法令の定めるところに準拠するものとする。

#### 第17条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 当法人では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。

なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

平成13年 4月 1日一部改正

平成13年 6月 1日一部改正

平成13年11月10日適用

平成14年12月20日適用

平成15年 4月 1日一部改正

平成15年 9月 1日一部改正

平成17年 4月 1日一部改正

平成17年10月 1日一部改正

平成17年11月22日施行

平成18年 3月24日一部改正

平成18年12月 1日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成27年 8月 1日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正